

# 次期行財政改革 大綱の策定につ いて

---

令和 7（2025）年3月6日

経営管理部 行政改革ICT推進課

# 策定の趣旨



---

本県では、平成6(1994)年度から平成9(1997)年度を推進期間とする第1期の行財政改革大綱(以下「大綱」という。)以来、数次にわたり大綱を策定し、途切れることなく行財政改革の効果的・効率的な推進に取り組んでいるが、現行の「とちぎ行革プラン2021」〔栃木県行財政改革大綱(第7期)〕の推進期間が令和7(2025)年度末をもって終了することから、これまでの行財政改革の成果と課題を踏まえつつ、今後も社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、行財政基盤の強化に向けて、**次期行財政改革大綱を策定し、取組を推進する必要がある。**

# 次期大綱について



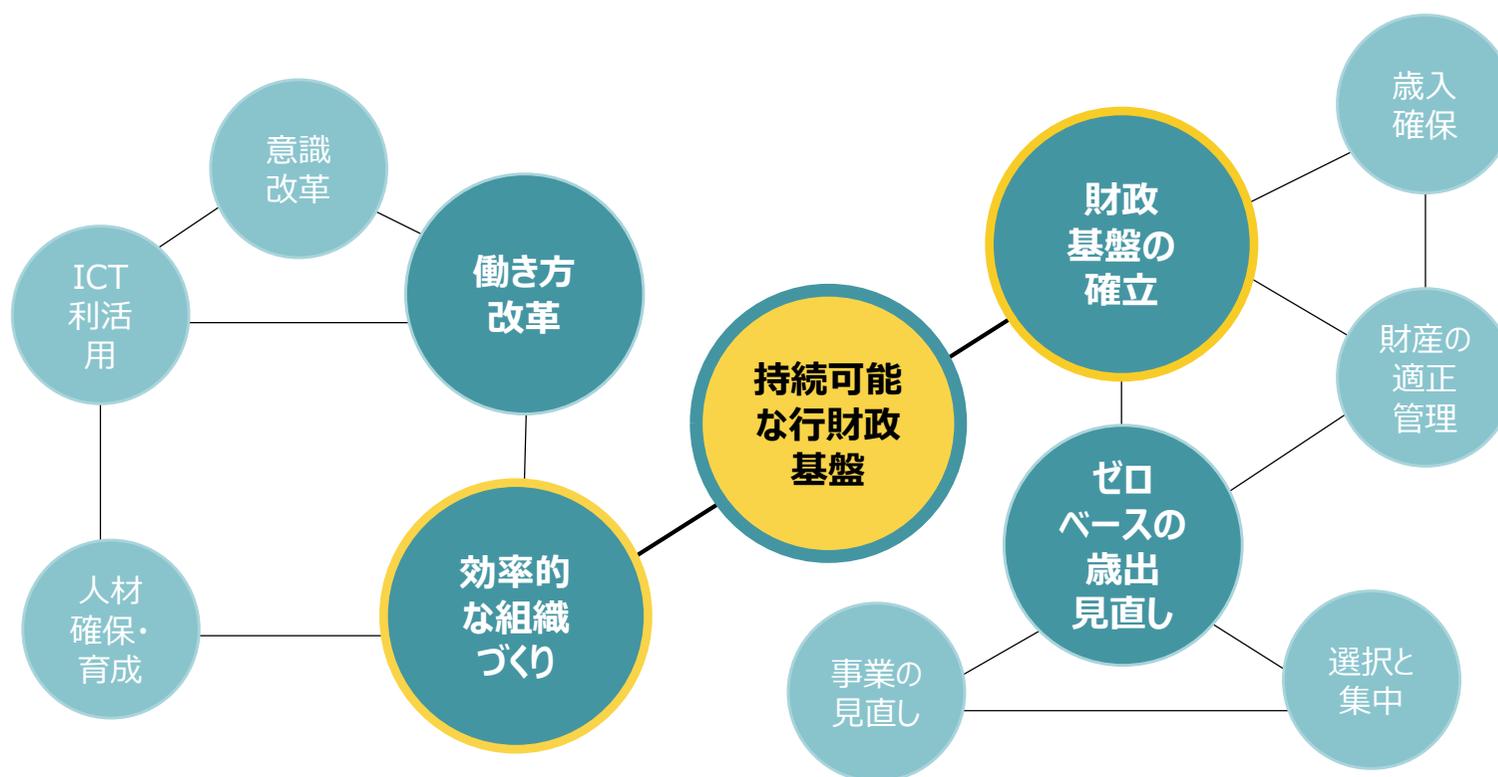
**令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5か年間に、県が取り組むべき行財政改革の基本方針を定め、改革の具体的な取組内容を明らかにするもの。**

現在策定作業を進めている栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」の次期プラン（令和8(2026)年度～令和12(2030)年度）を支える県政運営の土台（行財政基盤）固めを推進するための方針・方策等を示すものとして、令和7(2025)年度末を目途に策定する。

# 大綱に記載する基本的事項

## (1) 行財政改革の基本的考え方

予測困難な時代の風を機敏に捉え、  
新たな課題へ果敢に挑戦するための行財政基盤の確立



## (2) 行財政改革の具体的取組

## (3) 行財政改革の推進方法

# 次期大綱の策定体制

次期大綱は、県議会や栃木県行政改革推進委員会等から意見を伺いながら、知事を本部長とする行政改革推進本部において策定する。

